令和８年度ふるさとタクシー運行業務委託 仕様書

１．総 則

本仕様書は、令和８年度ふるさとタクシー運行業務委託（以下、「本業務」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

２．運行区域および運賃等

　　（１）運行区域

本業務における運行区域は、羽咋郡市以北の県内全域とする。また、主な運行区域は以下の５区域とし、運行区域毎に業務委託契約を締結する。

【運行区域】

1. 輪島市、穴水町
2. 珠洲市
3. 能登町
4. 七尾市、中能登町
5. 羽咋市、志賀町、宝達志水町

　　（２）運賃

　　　　　別紙１のとおりとする。

３．業務履行期間

令和８年７月１日から令和９年３月３１日まで

４．業務内容

本業務は、のと里山空港の航空機発着に合わせて、のと里山空港と能登各地を結ぶ区域運行の乗合バス事業である。一般社団法人能登半島広域観光協会（以下、「協会」という。）が事業主体として実施する。

５．旅客運送事業の種類

道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業とする。

６．運行に係る許可申請事務

許可申請事務、その他運行に必要な準備を事業者にて行うこと。なお、これに係る経費は運行事業者の負担とする。

国土交通省に対して、運行に必要な許可申請を行い、運行開始までに道路運送法第４条による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けること。

７．運行内容

（１）予約制

原則として予約制運行とし、予約の受付方法は電話及びインターネット（のと里山空港ＨＰ）とし、予約の受付は利用前日の１５：００までとすること。ただし、上記の締切時間以降の申込、及び当日の利用申込についても、満員等やむを得ない場合を除き、できる限り対応するよう努めること。

予約の受付に当たっては、利用区間、名前、人数、連絡先等を把握し、記録すること。特に連絡先については、緊急の場合に備え、利用者の携帯電話番号を把握するなど、当日に利用者との連絡手段が確保されるよう、利用者に協力を求めること。また、予約者に対して、利用前日の１８時までに、当日の運行ルート・送迎時刻・乗車時間など基本的な情報について必ず事前説明を行うこと。

（２）乗車確認

発車する際には、乗り遅れ等がないか十分確認すること。また、予約客が乗車場所に現れない場合は、予約時に把握した当日の連絡先から利用者へ確認をとること。

（３）運行日および運行回数

　　　履行期間中は毎日、のと里山空港の航空機発着に合わせて、のと里山空港到着便、出発便をそれぞれ１日２便運行する。

（４）発着時間

（のと里山空港への到着時間）

航空機到着時刻の概ね２０分前とすること。

（のと里山空港からの出発時間）

航空機到着から概ね２０分後とすること。なお、のと里山空港発車時において、予約客以外に当日の乗車希望者があるときには、満員等やむを得ない場合を除き、できる限り対応すること。

（５） 送迎サービスの内容

のと里山空港～目的地の最寄りの駅、役場、幹線道路上の地点等までの送迎を原則とするが、できる限り利用者の希望に沿うよう十分配慮すること。

七尾市・中能登町区域はＪＲ和倉温泉駅、輪島区域は輪島ふらっと訪夢に停留所を設置し、のと里山空港行きの運行については必ず停留所を経由すること。（→震災の影響により停留所経由は当面休止）

（６）予約がない場合の対応について

のと里山空港行きの利用者がなく、かつ、のと里山空港からの乗車予約がない場合は、ふるさとタクシーを運休するものとする。この場合、当該運休に係るガソリン代相当を委託料より減額する。

　　（６）-１ 予約がない場合の運休の判断について

　　　　①各地→空港行きの予約がなく、空港→各地行きへの予約もない場合

・・・運休とする。

②各地→空港行きの予約があり、空港→各地行きへの予約がない場合

　　　　　・・・空港へ到着後、接続の飛行機の到着を待って運行（帰社）する。

③各地→空港行きの予約がなく、空港→各地行きへの予約がある場合

・・・航空機到着の２０分前には配車し、通常どおり運行する。

前日１５：００を過ぎた時点で予約がなく、運休となった場合は、速やか

に協会まで連絡することとする。

（７）航空機欠航の場合の対応について

　　①悪天候等により、航空機が欠航となり、以下に該当する場合はふるさとタクシーを運休するものとする。

・欠航便に接続するふるさとタクシーに予約がない場合

・欠航便に接続するふるさとタクシーに予約があり、予約者と連絡を取り全員がふるさとタクシーを利用しないと判明した場合

②能登・羽田便の午前便・午後便のどちらか一方、または両便の欠航が１０日以上前に決定されていた場合は、欠航する便に接続するふるさとタクシーは運休するものとする。この場合、当該運休に係る人件費およびガソリン代を委託料より減額する。

上記①及び②に定めるものの他、ふるさとタクシー運行についての疑義が生じた場合には、協会に問い合わせること。

（７）-１ 航空機欠航の場合の運休の判断について

①ふるさとタクシーの運行開始前までに欠航が決まり、欠航便に接続するふ

るさとタクシーの予約がない場合

　・・・欠航便に接続するふるさとタクシーは運休とする。

②ふるさとタクシーの運行開始前までに欠航が決まり、各地→空港行き（欠

航便への送り）の予約がある場合

　・・・予約者と連絡をとり、全員がふるさとタクシーを利用しないことが

確認できた場合は運休する。

③各地→空港行きの予約者を乗せて運行している最中に欠航が決まった場合

　・・・引き返さずに空港まで向かい、到着後は乗車する方がいないかどう

かを確認した上で、運休または運行する。

④空港→各地行き（欠航便の迎え）の予約がある場合

　・・・ふるさとタクシーの運行開始前、出発後にかかわらず、欠航が決ま

り次第、原則運休とする。ただし、ふるさとタクシーが既に空港に

到着し、空港での待機中に航空機の欠航が決まった場合は、乗車す

る方がいないかどうかを確認した上で、運休または運行する。

上記①、②によるふるさとタクシーの運休が決まった場合及び④のうち、ふ

るさとタクシーが空港に到着する前の段階で運休が決まった場合、速やかに協会まで連絡することとする。

　　（８）利用実績報告

運行事業者は、次に定めるとおり、利用者数、利用区間及び運賃収入を記載した利用実績を協会に報告しなければならない。

① 毎月１日～１５日分　当月２０日まで

② 毎月１５日～月末分　翌月５日まで

また、毎月の発着地等の詳細を記載した実績をのと里山空港利用促進協議会に報告しなければならない。

８．委託料

（１）委託料の算定

本業務に係る一切の費用を委託料とし、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。また、積算にあたり協会が定める様式にて見積内訳書を必ず作成すること。

（２）委託料の精算

運行事業者は２（２）に定めるところにより収受した運賃の総額を運行収入とし、これを委託料に充てるものとする。

ただし、運行収入が委託料を下回り、運行収支において欠損が生じた場合において、協会は当該不足額を運行事業者に支払うものとする。

また、運行収入が委託料を上回った場合、運行事業者は、当該上回った額の２分の１を協会に支払うものとする。

（３）支払方法

①概算払

月別の運行収支において欠損を生じた運行事業者は、協会に対し、２ヶ月ごとに、欠損累計額の９０％を限度として、委託料の概算払を請求できるものとする。

②精算払

運行収支が確定次第、速やかに委託料の精算払を行う。ただし、委託料の概算払を行った場合において、運行収支と概算払累計金額を比較し、運行事業者に対して過払となったときは、速やかに過払分を協会に返還しなければならない。

９．運行収支の報告

運行事業者は、毎月の運行収支を翌月５日までに協会に報告するものとする。

10．使用車両

（１）基本車両

運行に使用する車両は、下記同等以上のものとすること。

七尾市・中能登町区域以外：ジャンボタクシー（旅客定員９名）

七尾市・中能登町区域　　：小型バス（旅客定員１０名以上）

（２）予備車両

各区域とも、基本車両が使用できない場合（故障、車検等）、または多客時等に備え、基本車両以外の予備車両を確保すること。

七尾市・中能登町区域以外においては、１０名以上の予約があるなどの多客時には、積極的にバスを配車すること。

七尾市・中能登町区域において、旅客定員９名以下の予備車を使用する場合は、原則としてジャンボタクシーを配車すること。

（３） ロゴマークの使用

ふるさとタクシーの運行に供する車両には、ロゴマークを付けること。また、当該車両をふるさとタクシー以外の目的に使用する際には、ロゴマークを取り外すこと。

（４）行先標の掲示

ふるさとタクシーの運行に供する車両には、行先・方面を示すボードを付けること。また、当該車両をふるさとタクシー以外の目的に使用する際には、当該ボードを取り外すこと。

　　（５）車内環境について

　　　　　ふるさとタクシーの運行に供する車両は禁煙とすること。回送時においても、乗務員が喫煙し匂いが残ったりしないよう、車内禁煙を厳守すること。

11．車両台数

空港ターミナルビル前に配車する車両は、原則として、輪島市・穴水区域で２台、珠洲市区域で１台、能登町区域で１台、七尾市・中能登町区域で１台、羽咋市・志賀町・宝達志水町区域で１台とすること。

ただし、多客等により複数の車両を使用することが適当と認められる場合はこの限りでないこと。

12．事業者間の連携

運行事業者は、自社の担当区域であっても、他事業者による送迎が利用者の利便性が高い又は合理的と認められる場合等は、相互に協力、連携を図ること。

13．利用促進

運行事業者は、自社による営業、誘客活動のほか、協会、能登の旅情報センター、担当区域の観光協会、自治体等との連携に努め、ふるさとタクシーの利用促進に努めること。

14. 一般社団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団との連携

　令和８年夏頃より、一般社団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団との連携によるのと里山空港を活用した能登応援プロジェクトを実施予定である。ふるさとタクシーにおいても、今後、当財団との連携を行う場合は、協会および石川県と協議のうえ対応するものとする。（連携案：ふるさとタクシーの運行に供する車両には、ポケモン仕様のロゴマークを付ける等）

15．社内の周知徹底

運行事業者は、乗務員、受付事務担当者等は当然として、それ以外にも広く社内において本書の内容の周知徹底を図り、サービス向上に努めること。

16．接遇について

運転手は身だしなみや言葉遣いには注意を払うこと。社名、名前、運行当日のルートなどの説明を乗客に対して行うこと。

また運行事業者は、乗務員等に対して、サービス向上にむけた研修を実施すること。

17．事故発生時の対応

ふるさとタクシーの運行に当たり、事故が発生した場合には、別に定める「のと里山空港ふるさとタクシー事故発生時の対応について」（別紙２）によるものとすること。

18．その他

快適で質の高いサービスの提供に努めること。